

前回のご指摘事項について

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会

新型コロナウイルス感染症下における 医薬品流通に関するご質問への回答

令和2年12月2日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

1. 医療機関等への配慮について

<ご質問>

- ・本年度上期の価格交渉において、80%以上の医薬品卸が医療機関等の経営状況などに配慮したとのことであるが、新型コロナウイルス感染症による経営への影響にどのような配慮を行ったのか。
- ・また、価格交渉にどのような影響を与えたのか。コロナ禍特有のものとして価格に織り込まれているのか。

<ご質問>

- ・川下取引において、買い控えがあったことは理解しているが、流通の問題は何かあったのか。例年と違う状況となっているのか。

<回答>

医療機関は、現在でも新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止策として、感染患者の専用病床の確保に伴う病床の閉鎖や救急患者の受け入れ抑制、院内感染を防ぐための稼働病床数の縮小、他の疾患での予定入院・手術の制限や延期などの対応を行われており、非常に厳しい状況の中、日々、国民医療の提供に従事されております。

医薬品卸は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、駐車場での受渡しや検品作業の省略など、医療機関等と医薬品卸の双方で人との接触を極力減らすような取り組みに努めております。

こうした例年とは全く異なる状況の中、結果として価格交渉において、医療機関等が置かれている状況などを総合的に勘案し、一定の配慮をすることが多かったと考えております。なお、価格交渉に具体的にどのような影響を与えたのかはケースバイケースであり、一概に申し上げることは困難ですが、例年よりも交渉の期間が短く、回数も少なかったため、十分に時間をかけて価格交渉を行うことができなかったケースが多かったと考えております。

2. 経営状況の悪化の要因について

<ご質問>

- ・経営の悪化ということを示されているが、何が変わったから、このような経営状態の悪化に繋がっているのか。

<回答>

医薬品卸の経営状況の悪化は、以下の要因が複雑に絡み合ったことによるものと考えております。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診抑制と手術件数の減少などによる医薬品市場の縮小
- ・2019年10月及び2020年4月の累次の薬価改定による薬価の引下げ
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医療機関と医薬品卸の双方において、価格交渉など接触回数的大幅な減少
- ・カテゴリーチェンジに伴う販売構成の変化による最終原価率の上昇
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための業務・物流体制の変更 など

3. 経営状況の悪化による影響について

<ご質問>

- ・医薬品卸の経営が悪化することで、具体的にどのように厳しい状況なのか、どのような影響が生じているのか。

<回答>

医薬品卸の経営状況が悪化することで、人件費の削減や取引先への配送回数の減少に取り組まなければならない状況や、新たな施設・設備[※]への投資が制限されるなどの状況が生じております。

※特殊な管理が必要な医薬品のための設備や医薬品の適正流通（GDP）が求める施設設備 など

4. 流通改善ガイドラインについて

<ご質問>

- ・卸売業者は新型コロナウイルス感染症の影響により、流通改善ガイドラインについて何が遵守でき、何が遵守できなかったのか。流通改善ガイドラインの遵守状況において、合理的な説明ができないような事態が生じたのか。
- ・流通改善ガイドラインが遵守できなかったということであれば、薬価調査にどのような影響が生じているのか。

<回答>

流通改善ガイドラインでは、価格交渉において、個々の医薬品の価値を踏まえた交渉を進めること、また、契約に当たっては、商品の受け渡しに関する覚書を利用する等により行うこと、と示されております。

例年であれば、医薬品卸は流通改善ガイドラインに示されているこれらの事項の遵守に注力できておりますが、本年度上期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、価格交渉の期間や回数が例年よりも減少したことにより、個々の医薬品の価値を踏まえた価格交渉や覚書の締結ができていないという認識を持っております。

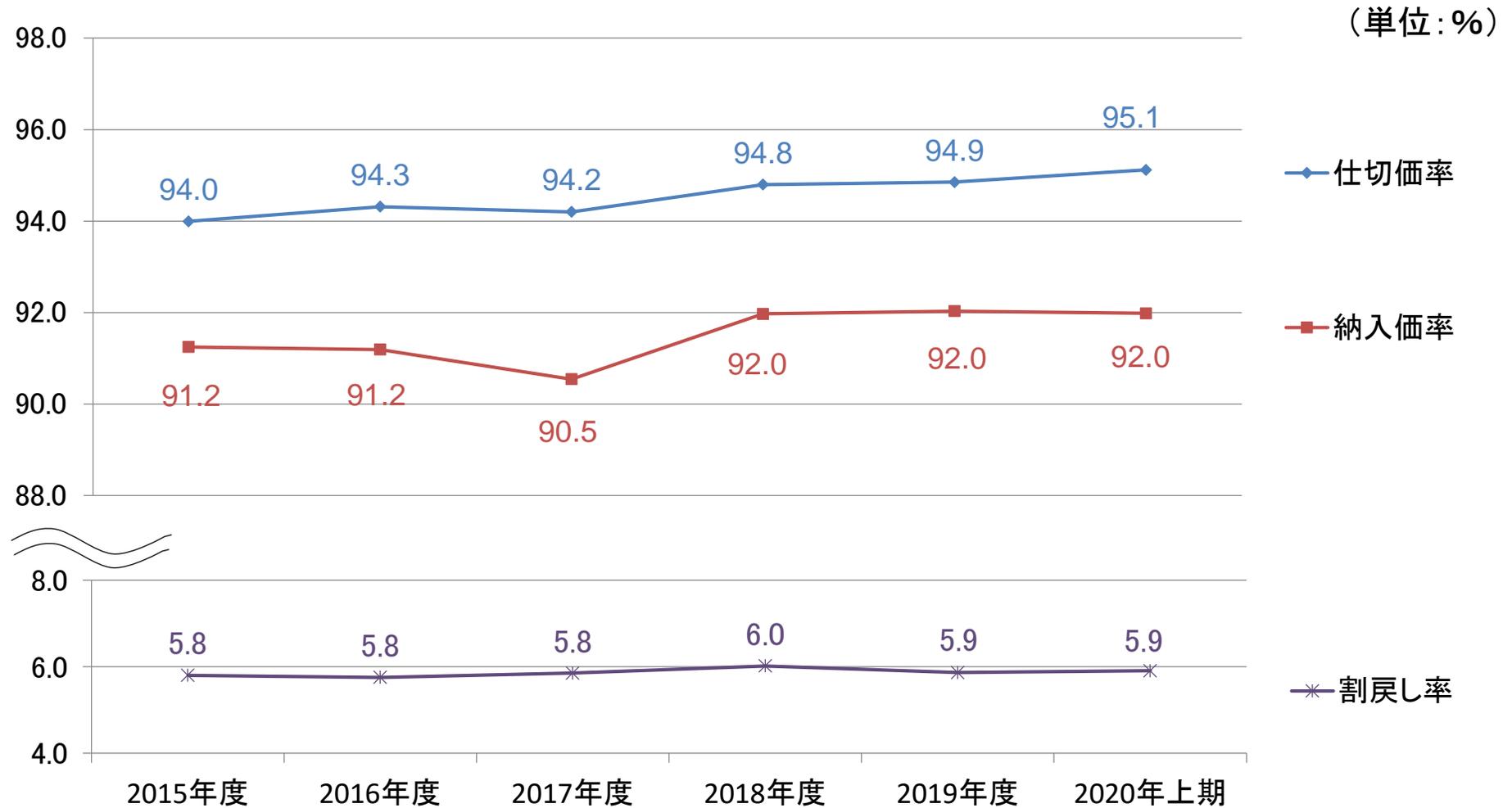
今回の薬価調査については、平時とは異なり、流通改善ガイドラインの遵守に積極的に取り組める状況ではない中で行われたものと考えております。

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会

前回のご指摘事項について

令和2年12月2日
厚生労働省医政局経済課

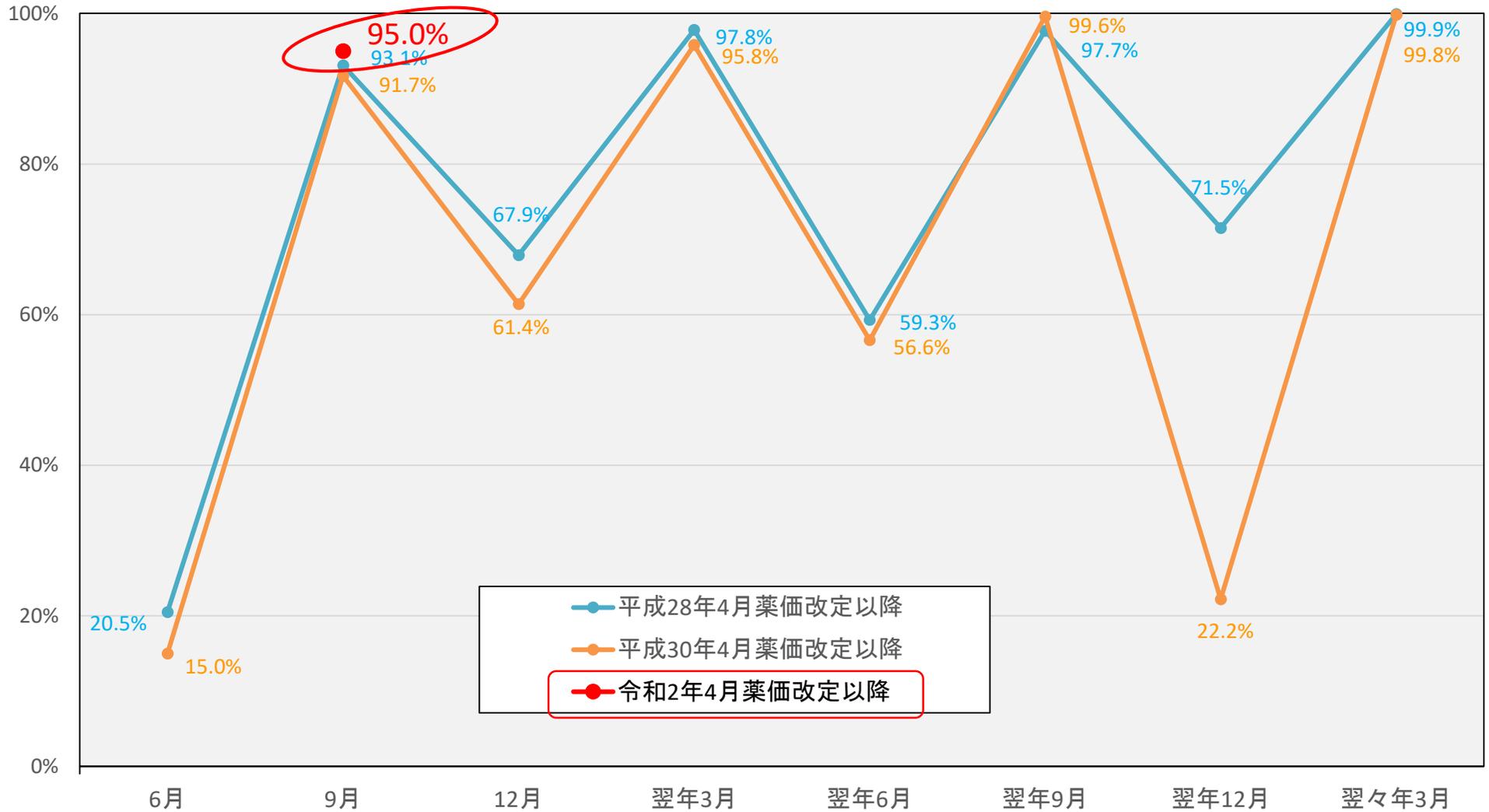
仕切価率、納入価率、割戻し率の推移



* グラフの数値は、薬価を100としたときの税抜の水準に108/100(2019年度は109/100、2020年度は110/100)を乗じたもの(単位: %)
 【データ】5社の卸売業者ごとにそれぞれの取扱全品目の加重平均値を算出し、さらに、その5つの算出値を単純平均した値
 小数点第2位を四捨五入

妥結率の推移

(平成28-29年度、30-令和元年度、2年度(9月))



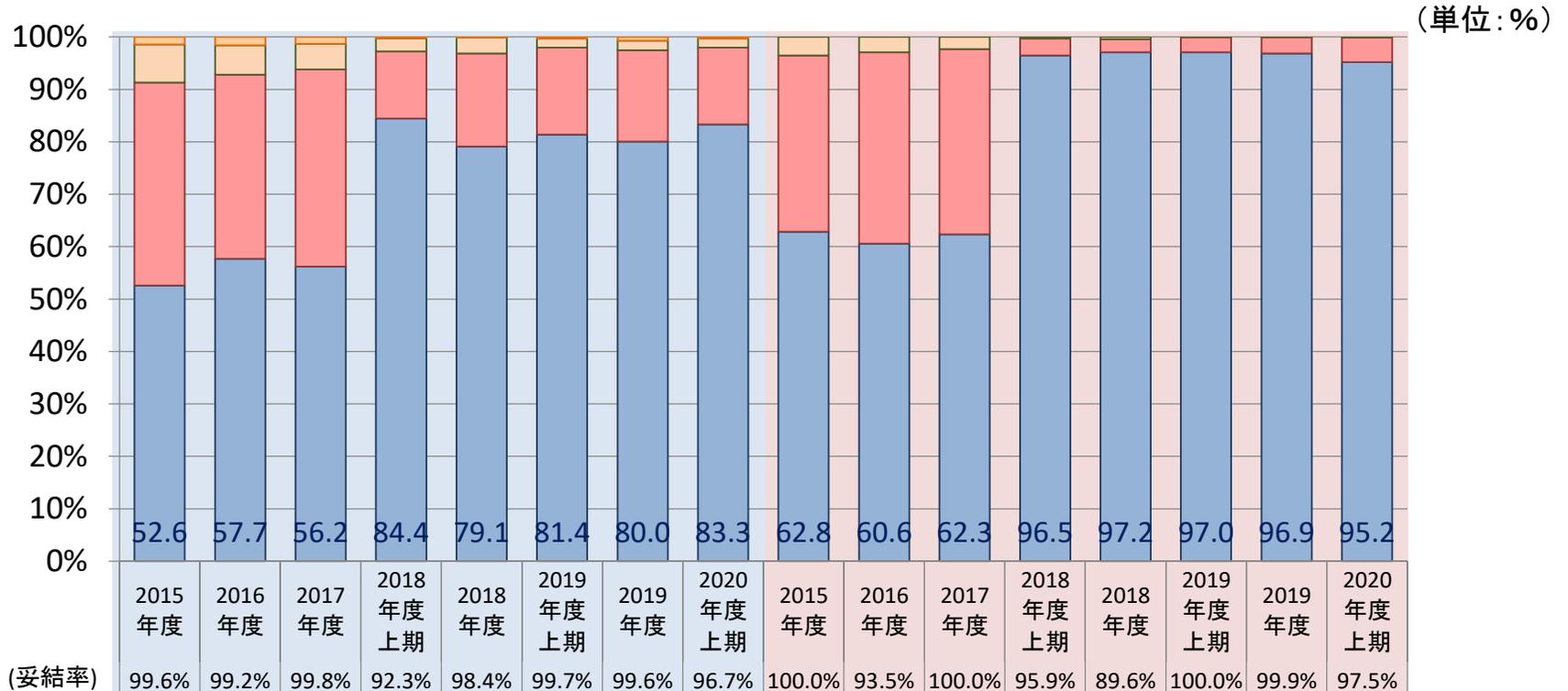
※令和元年10月は消費税増税に伴う薬価改定を実施
※令和2年6月は調査せず

データ
厚生労働省調べ

単品単価取引の状況

単品単価取引について、

■ 200床以上の病院は8割超、チェーン薬局(20店舗以上)は9割超と、前年度と同様の水準で推移。



	200床以上の病院								調剤薬局チェーン(20店舗以上)							
全品総価(一律値引)	1.4	1.6	1.3	0.3	0.1	0.3	0.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全品総価(除外有)	7.3	5.6	4.9	2.5	3.0	1.7	1.8	1.7	3.5	2.9	2.3	0.3	0.4	0.0	0.0	0.1
単品総価(品目ごと値引)	38.7	35.1	37.6	12.8	17.7	16.6	17.4	14.7	33.6	36.5	35.3	3.2	2.5	2.9	3.1	4.7
単品単価	52.6	57.7	56.2	84.4	79.1	81.4	80.0	83.3	62.8	60.6	62.3	96.5	97.2	97.0	96.9	95.2

※5卸売業者の売上高による加重平均により算出
※妥結率は、各年度の3月末又は9月末の妥結状況調査結果